

第1号様式（第9条、第10条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

経由機関	漁業協同組合
経由年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 住 所
郵便番号
氏 名 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名

次のとおり経営等改善資金（生活改善資金・青年漁業者等養成確保資金）の貸付けを受けたいので申請します。

資金の種類	申請額 千円	償還期間 年	据置期間 年	資金交付希望日 月日	貸付けに係る事業	
					事業量	事業費 千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画						
償還期日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円
償還期日	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円

申 請 者 の 概 要	
氏名、生年月日及び年齢 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	年 月 日 (歳)
漁業開始の時期	年 月 日
主な漁業の種類	
資本金の額又は出資の総額 (法人又は団体に限る。)	千円
常時使用する従業者数	人

(新)

第1号様式（第7条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

経由機関	漁業協同組合
経由年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名

〔法人又は団体にあつては〕
名称及び代表者の氏名

経営等改善資金（生活改善資金・青年漁業者等養成確保資金）の貸付資格の認定を受けたいので申請します。

(新)

第6号様式の5（第8条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

神奈川県知事（氏 _____ 名）印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付けで申請のありました沿岸漁業改善資金（ _____ 資金）の貸付資格については、これを認定しましたので通知します。

(新)

第6号様式の6（第9条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

経由機関	漁業協同組合
経由年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 住 所
郵便番号
氏 名 （法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

次のとおり経営等改善資金（生活改善資金・青年漁業者等養成確保資金）の貸付けを受けたいので申請します。

資金の種類	申請額	償還期間	据置期間	資金交付希望日	貸付けに係る事業	
					事業量	事業費
	千円	年	年	月日		千円

(裏)

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画						
償還期日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円
償還期日	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償還金額	円	円	円	円	円	円

申 請 者 の 概 要	
氏名、生年月日及び年齢 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	年 月 日 (歳)
漁業開始の時期	年 月 日
主な漁業の種類	
資本金の額又は出資の総額 (法人又は団体に限る。)	千円
常時使用する従業者数	人

第8号様式(第11条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

収入印紙 貼付け 欄	漁業協同組合		年	月	日	
	農 林 中 央 金 庫		年	月	日	
	貸 付 決 定	番	号		年度第	号
		年	月	日	年	月

沿岸漁業改善資金借用証書

年 月 日

神奈川県知事 殿

借受者 住 所

氏 名〔 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり沿岸漁業改善資金(資金)を借用しました。については神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

資 金 の 種 類						
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
千円		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
償 還 期 限		第6回	年	月	日	千円
年 月 日		第7回	年	月	日	千円
		第8回	年	月	日	千円
		第9回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円
		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円

私は、神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責めに任じます。

氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所

(裏)

沿岸漁業改善資金借受特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、神奈川県(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、直ちに請求した金額の全額を弁済する。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した借入れの目的以外の目的に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲が、この資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 甲につき仮差押命令の申立て、差押命令の申立て若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所による取引停止処分を受けたとき又は清算を開始したとき。
- (5) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押を受けたとき。
- (6) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用に収容されたとき。
- (8) 甲が神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 甲は、事業完了後20日以内に乙に対し沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書(第9号様式)を提出するものとする。この場合において、甲が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告する。

(弁済の充当)

第3条 甲及び保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金)

第4条 甲は、支払期日に償還金又は規則第14条の規定により請求を受けた金額の支払をしないときは、遅延日数1日につきその支払うべき金額に遅延日数に応じ、年12.25パーセントの割合で計算した額の違約金を乙に支払う。

2 甲は、規則第16条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について甲と連帯して、甲と保証人間の契約のいかににかかわらず、これの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずる。

2 乙は、保証人の変更に関し甲から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずる。

(担保)

第7条 甲は、この借入金により取得した物件を担保とする場合は、別に締結する担保権の設定契約に従い、担保の提供が可能となつたときに、速やかにこれを提供する。

第8条 甲は、乙の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、又は賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等乙に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 甲は、担保として提供した資産が滅失し、損傷し、又は減少したときは、遅滞なく、その旨を乙に報告する。

第9条 前条第2項の規定による報告があつた場合において、乙が担保の追加を必要と認めて請求したときは、甲は、直ちにこれに応ずる。

2 乙は、担保の変更に関し甲から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずる。

第8号様式（第11条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

収入印紙
貼付け
欄

		漁業協同組合	年 月 日
		農 林 中 央 金 庫	年 月 日
貸 付 決 定	番 号	年度第 号	
	年 月 日	年 月 日	

沿岸漁業改善資金借用証書

年 月 日

神奈川県知事 殿

借受者 住 所

氏 名〔 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を借用しました。については神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

資 金 の 種 類					
借 入 金 額	千円	第1回	年 月 日	千円	
		第2回	年 月 日	千円	
償 還 期 限	年 月 日	第3回	年 月 日	千円	
		第4回	年 月 日	千円	
		第5回	年 月 日	千円	
		第6回	年 月 日	千円	
		第7回	年 月 日	千円	
		第8回	年 月 日	千円	
		第9回	年 月 日	千円	
		第10回	年 月 日	千円	
		第11回	年 月 日	千円	
		第12回	年 月 日	千円	

私は、神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責めに任じます。

氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所

(裏)

沿岸漁業改善資金借受特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、神奈川県(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)にかかわらず、直ちに請求した金額の全額を弁済する。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した借入れの目的以外の目的に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲が、この資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 甲につき仮差押命令の申立て、差押命令の申立て若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所による取引停止処分を受けたとき又は清算を開始したとき。
- (5) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押を受けたとき。
- (6) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用に収用されたとき。
- (8) 甲が貸付資格の認定を取り消されたとき。
- (9) 甲が神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)及びこの契約に基づく義務の履行を怠つたとき。
- (10) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報告)

第2条 甲は、事業完了後20日以内に乙に対し沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書(第9号様式)を提出するものとする。この場合において、甲が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告する。

(弁済の充当)

第3条 甲及び保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金)

第4条 甲は、支払期日に償還金又は規則第14条の規定により請求を受けた金額の支払をしないときは、遅延日数1日につきその支払うべき金額に遅延日数に応じ、年12.25パーセントの割合で計算した額の違約金を乙に支払う。

2 甲は、規則第16条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について甲と連帯して、甲と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずる。

2 乙は、保証人の変更に関し甲から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずる。

(担保)

第7条 甲は、この借入金により取得した物件を担保とする場合は、別に締結する担保権の設定契約に従い、担保の提供が可能となつたときに、速やかにこれを提供する。

第8条 甲は、乙の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、又は賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等乙に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 甲は、担保として提供した資産が滅失し、損傷し、又は減少したときは、遅滞なく、その旨を乙に報告する。

第9条 前条第2項の規定による報告があつた場合において、乙が担保の追加を必要と認めて請求したときは、甲は、直ちにこれに応ずる。

2 乙は、担保の変更に関し甲から請求があり、相当と認めるときは、これに応ずる。

(新)

第11号様式の2 (第12条の2 関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

神奈川県知事 (氏 _____ 名) 印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号で認定しました沿岸漁業改善資金 (_____ 資金) の貸付資格については、次の理由により認定を取り消します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内となります。

(理 由)